千葉の農林水産物輸出促進事業の実施について

千葉の農林水産物輸出促進事業の実施に当たっては、千葉県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）、「千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」及び、「千葉の農林水産物輸出促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、適切に御対応いただくようお願いします。

事務手続きの流れ

時　期	補助事業者	県
令和７年 **11 月 10 日(月)～11 月 19 日(水)17 時まで**	事業実施計画申請書の提出 【実施要領第３第３項(１)(２)・別記第１～５号様式】	審　査
	※交付決定前に事業に着手する場合は届出が必要【実施要領第４第１項・別記第６号様式】	計画承認・通知（内示） 【実施要領第３第３項(５)】
	補助金交付申請書の提出 【交付要綱第３条・別記第１号様式】	審　査
	≪交付決定後　事業の開始≫ ※原則、交付決定通知日より前に発注した経費は対象外	補助金交付決定・通知 【交付規則第６条】
事業内容に変更または廃止（中止）があった場合 ・事業実施計画の変更　【実施要領第３第３項(３)・別記第１～５号様式に準じ提出・交付要綱第５条別記第２号様式】 ・事業実施計画の廃止　【実施要領第３第３項(４)・交付要綱第５条別記第２号様式】		
事業完了の日から 30 日を経過した日　又は令和８年３月 31 日のいずれか早い期日まで	事業実績報告の提出 【交付要綱第７条・別記第４号様式】 ※事業完了後速やかに提出	確認検査
		補助金額の確定 【交付規則第 14 条】
	補助金交付請求書の提出 【交付要綱第８条・別記第６号様式】	
		補助金の支払